発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話3033番 7140番
編集兼発行人　北岡　隆

# 早急に統一闘争を

## 中央委員会で中央情勢報告

中央交渉をつづける宮川組合長の帰山を待つて、二十八日第三十回中央委員会は中央情勢の中間報告をうけ、こんご原職一斉就労、責任追及などのスローガンのもとに、あらゆる創意性をいかして早急な行動を起こすことになつた。一、二〇〇名を守り闘い抜く決意をさらに固めて諸条件貫徹まで頑張り抜こう。

第三十回中央委員会は要退締切りを明日に控えた二十八日午後二時から、市体育館で中央委員二五〇名、傍聴の組合員、主婦一、五〇〇名があつまつてひらかれた。

まず、宮川組合長から中央においての政府、中労委、三井鉱山に対する交渉の経過について、現在までの中間報告が行なわれた。現在までの交渉ではつきりしたことは政府の言明と三井鉱山の態度に大きなへだたりがあることや、中労委のあくまで冷淡かつ不誠意な態度が明白に報告された。

また、現在北炭、明治、住友、三菱など三池の問題をきつかけとして、全国の仲間に合理化攻勢がかけられている実態が報告され、これに対して炭労は十月十日ごろ北海道の現地で臨時大会をひらき、これらの合理化攻撃に対決するとともに、三池闘争の完全な条件獲得のため速かに統一闘争態勢をつくりあげる態度であること、そのため当面交渉の中で会社との対立点を明確にして行くことが述べられた。そして「こんど闘争が少し長びいたとしても、全員が一せい無差別就労、責任追及をはじめわれわれの要求する問題が片付かない限り、ストは絶対やめないという強固なハラ構えこそが闘いを勝利に導くカギになる」と強く要望された。

この組合長の中央情勢報告について、各中央委員から質問、意見が集中した。

### 直ちに行動起こせ

**問**　十一万人体制はわれわれが想像していた以上に力コクで、一せいに押出されてきた。われわれとしては直ちに生産再開を要求して行動を起すべきである。ロック・アウトを行なつている会社の態度を追及し、無差別就労をスローガンとして各種の集会、デモを行ない、炭労に統一ストを要請すべきである。臨時大会をひらく位いではこの体制は破れない。

**答**　基本的には三池の戦術委もそのことを確認している。具体的方針を早急に打出す。

**問**　われわれは二七回大会決定を涙をのんで受けた。そして十一万人対決に備えた。だが各山では急激な合理化攻勢にあつている。これは大会決定と全く正反対の方向をたどつている。三池は力を合せて闘おうと決定したが、全炭労はそうではないのか。それではわれわれの闘いは無意味だつたのか。

**答**　そうではない。来るべき大会では臨時大会を開いてでも二十七回大会決定をさらに進めようとしているのだ。そこで実行についての欠陥を解明し、具体的な対策が出されるものと思う。

**問**　会社との交渉はノレンに腕押しだから、労働大臣にハツパをかけて貰うというが、どうして炭労の統一闘争でかちとらないのか。

**答**　大臣に依頼するというのではなく、三井鉱山は約束を守れと追及させるのだ。

### 統一闘争でなぜ闘はぬ

などの質問を皮切りに「法廷闘争に対する執行部の態度は消極的ではないのか。法廷闘争の具体化についてもつと明確にしてほしい」「刑事事件で起訴された者は前職届を出してよいのではないか」また「このごろ山元の情宣は、うちしづんでいる。もつと活発な情宣が望まれる」

このほか要望として「各山の合理化攻勢にみられるように、敵の攻撃はきかんに行なわれている。われわれは今直ちに行動を起そう執行部は直ちにこのことに取組んでもらいたい」との要望も出された。

以上の質問に対して宮川組合長、灰原書記長からそれぞれ答弁がなされ、態度表明を行なつたのち中央情勢報告を了承した。

### 脱落者から厳重に取立てる

中央委員会はこのあと「会社申入れについて」灰原書記長より報告があり、自然発火をいいがかりに貯炭搬出を行なおうとする会社の態度について、交渉の経過と、そのご会社の作業意図や、すでに自然発火のおそれはなくなつたのでこんどは柵内貯炭移動を行なえという組合の態度について、会社は責任追及をチラチラさせながら脅迫がましく柵外搬出を申入れ、組合は断固これを拒否した旨の経過が報告された。

そのあと北岡書記次長から「貸付金個人返済について」提案がありこれを了承したが、とくに「真面目に労働運動したものが百%差引かれ、脱落したものが法の関係などによつて差引かれぬということがないように、脱落者からは徹底的に取立てよ」という強い意見が各委員から出された。

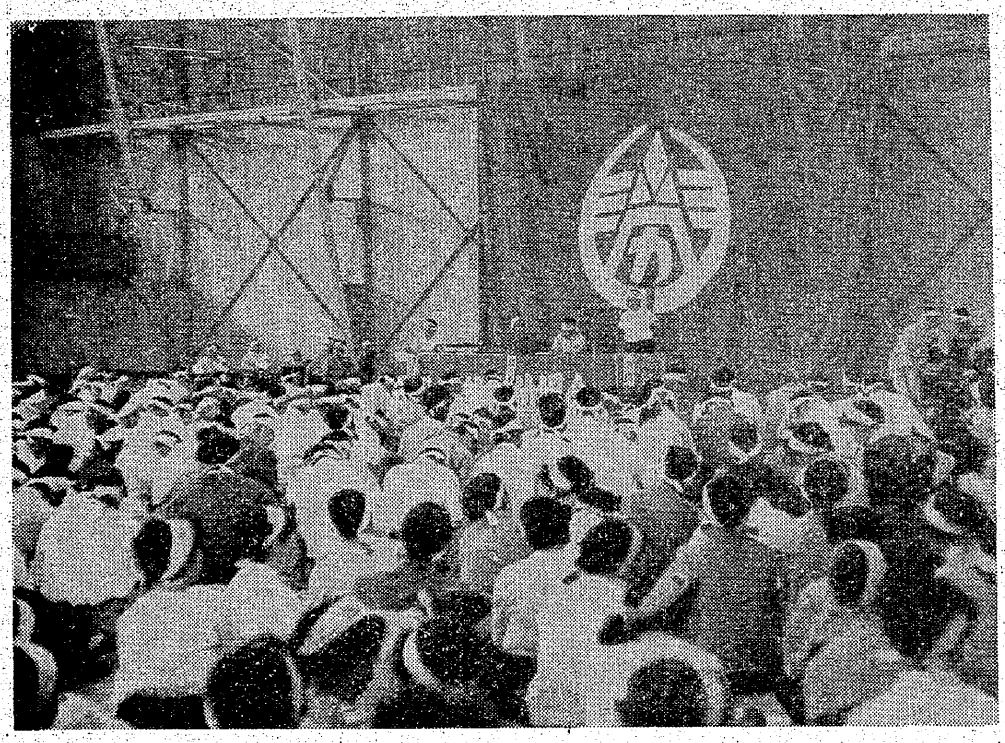

中央報告に耳傾ける各委員、傍聴者（体育館で）

敵の組織切崩しは執拗につづけられています
一、二〇〇名を守り、諸条件の完全獲得をめざし、労仂者の誇りを胸に堂々と前進しよう

指名解雇が、いわれなく個人を名指しすることにより、個個の労仂者に対する極めて不幸な脅迫となるばかりでなく、明らかに労仂組合の組織分裂を企む資本の悪どい政策であることは、いまや明らかとなつてきました。

私たち三池の労仂者とその家族が、総評・炭労の仲間たちや国民各層および外国の労仂者諸君の、かつてない支援と共闘に守られ、三井鉱山の三池一・二〇〇名に対する指名解雇に反対し、ホッパーでは命がけで闘つたのもそのような資本の独善をハネ返すことが、まさに日本の民主主義を本ものとする闘いであつたからです。

しかしながら、安保闘争と共に未曽有の抵抗を組み上げたにもかかわらず、私たちの闘いは、指名解雇をあくまで絶対に認めぬという思想では一致しながらも、現時点では「条件付事態収拾」の止むなきに至り、ロック・アウト以降二九四日目の本日九九九名の退職を届け出ることになりました。

私たちは、しかし決して負けられません。今日から直ちにこの九九九名の同志たちを守りその完全就職を政府に履行させるために闘うと同時に本日退職を希まなかつた一六九名の同志たちのこんご長期にわたる反動下きびしい法廷闘争があり、生産再開を契機とする会社の不当な配転強行や差別待遇などを許さぬ闘いがさらにつづいて行くからです。

私たちはあくまで炭鉱労仂者らしく不屈の闘志をもつて組織の再編・強化を図り、三池闘争に便乗する総資本の一切の合理化攻勢に対決し、頑強に抵抗しぬくことを固く決意し、闘争に寄せられた仲間たちのあたたかい同志愛にこたえたいと思います。

一九六〇年九月二九日

三池炭鉱労働組合
三池炭鉱主婦会

## 声明

## 第二回会社交渉　会社に誠意なし

### 具体性なく責任回避企つ

中央委員会で宮川組合長は現在までの中央交渉の中間経過報告を行なつたが、政府・中労委との交渉経過は既報の通りであり省略して会社交渉をたどつてみる。会社は相変らずの高姿勢でのぞみ政府言明と大きな食違いがあることが、これまでの交渉で明らかとなつた炭労中闘では二十二日に諸条件の要求を決定、これにもとずいて二十六日午後二時から三井鉱山の会議室で第二回交渉をひらいた。

組合側から野口炭労副委員長、古賀事務局長、宮川組合長が出席。会社は組合要求に対してその第一項の退職者に関する事項についてつぎのような回答を行なつてきた

**就職あつせん、住宅確保について**

一、就職あつせんの具体的計画、方針の件

第一段階として各人の実態調査を早急に行ない、その資料を参考としたい。なお、政府が設けた綜合相談所を活用願いたい。会社としては職業訓練所に土地を提供している。また、就職あつせんのため港務所の荷役作業を請負にする前提で、指名解雇者の子弟と入替えてもよいと考えているが、まだ全体的な実態調査がすんでいないのでハツキリした計画はいえない。会社としてもあつせん委員会を設けて努力している。

二、職場造出について

コークスの家庭配給を将来豆炭に切替える計画をもつて豆炭工場を計画中で、これに五十二名を充てたい。三井塩業に二十名は何とかしてもらいたいと相談中である。

他にいろいろ考えているが具体的に説明するまでに至つていない。南米移住についても実員を派遣して調査中である。

三、住宅保障と電気、水道利用の件

社宅および電気、水道（社水）は従来の場合と同様に六十日間の猶予としたい。（係争中のものの利用については回答なし）

**退職者の資格、諸取扱いについて**

一、年次有給休暇の件

年次有給休暇については、三十五年度の請求権はない。九月九日在籍というのは、事態収拾のための擬制条件であり、恩恵的条件であるから、それ以外の条件は与えられない。

二、賃金保障の件

中労委の考えと同様に、昨年十二月十六日から本年一月二十四日までは保障する。ただし、基礎外給与中の通勤バス代は支給しない。また別居手当などで現実性のなくなつたものは支給できない。

三、各種保険の件

健保、厚生年金については、個人徴収分は徴収して精算すべきものは精算する。

団体保険は自由加入であるから会社としては関知しない。

四、燃料その他の件

燃料などはその都度消費していくものであるし、自家出炭分の消費であるため、出炭ゼロのときは補給できない。

**退職金の取り扱いについて**

一、勇退者の取扱いの件

勇退者はあつせん案の趣旨により会社都合でなく、従来と同様自己都合である。

二、平均賃金の件

平均賃金については、昨年十二月には資料の関係で昨年の七、八、九月をとつたが、今回は基礎月とした。なお、この場合はスト修正は行なつている。

以上の回答がなされた。

この回答に対して組合側はつぎのとうり主張した。

一、離職者の就職あつせんについて社会的、道義的、政治的にも会社に全責任があるから、もつと熱意をもつて具体的計画を明らかにすべきである。

二、住宅問題については、生活上人道上の問題として責任ある施策を行うべきである。

三、離職者の諸条件請求問題については、中労委あつせん案は明らかに九月九日までの在籍を認めたうえのものであるから、会社のいう擬制在籍という考えは全く論外である。

以上のような討議を行つたが、会社回答に具体性がないので何らの進展もみず、再度交渉することを約束させてこの日の交渉をうちきつた。

### 関係分だけ九者交渉

十日午前十時、炭労、三鉱連、三池の打合せの結果、要求事項中で職組と第二組合に関連するものは就労条件、配転のみだから、その他の項目は四者（炭労、三鉱連、三池、会社）で行なうべきだとの結論を得たので、古賀事務局長は直ちに午前十一時半に本店に出向き交渉した。

この交渉の結果、三百一応六者で顔を合せて就労、配転のみが対象であることを確認したのち解散して四社交渉に入ることになつた。

この点を取上げて、一日の商業新聞は「一日から職組、第二組合をふくむ九者によつて生産再開委員会をひらく」と大々的に取上げているが、事実は以上の通りであるなお、三日の席上会社の提案事項が提案される予定である。